

平成 29 年第 3 回富良野市教育委員会臨時会

開催年月日	平成 29 年 3 月 29 日（水） 午後 4 時 55 分開会
開催場所	富良野図書館 3 階教育委員会室
出席委員	委員長 吉田幸男 委員 津山正樹 委員 山田淳二 委員 菅野義則 教育長 近内栄一
欠席委員	なし
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 遠藤和章 学校教育課長 稲葉武則 こども未来課長 山本将誉 学校教育課管理係長 石坂征和
議事日程	日程第 1 会期の決定について 日程第 2 議案第 1 号 富良野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について 議案第 2 号 富良野市教育委員会非常勤嘱託職員取扱規則の一部改正について 議案第 3 号 富良野市立学校管理規則の一部改正について 議案第 4 号 富良野市立学校職員服務規程の一部改正について 議案第 5 号 富良野市学童保育センター設置条例施行規則の制定について 議案第 6 号 富良野市児童館使用規則の制定について 議案第 7 号 富良野市こども通園センター設置条例施行規則の制定について 議案第 8 号 富良野市児童福祉法施行細則の制定について 議案第 9 号 富良野市子ども・子育て支援法施行細則の制定について 議案第 10 号 富良野市保育の必要性の認定基準に関する規則の制定について 議案第 11 号 富良野市立保育所設置条例施行規則の制定について 議案第 12 号 富良野市立へき地保育所設置条例施行規則の制定について 議案第 13 号 富良野市保育所災害補償規則の制定について 議案第 14 号 富良野市児童扶養手当障害認定医設置規則の制定について 議案第 15 号 富良野市こども通園センター運営規程の制定について 議案第 16 号 富良野市立保育所運営規程の制定について 議案第 17 号 富良野市立へき地保育所運営規程の制定について 議案第 18 号 富良野市立保育所職員の勤務時間等に関する規程の制定について 議案第 19 号 富良野市立へき地保育所職員の勤務時間等に関する規程の制定 について 議案第 20 号 富良野市児童扶養手当事務取扱規程の制定について

	<p>議案第 21 号 コミュニティ・スクールの指定について</p> <p>議案第 22 号 コミュニティ・スクール協議会委員の任命について</p> <p>議案第 23 号 平成 29 年度富良野市社会教育推進計画の策定について</p> <p>議案第 24 号 富良野市スクールカウンセラーの委嘱について</p> <p>議案第 25 号 富良野市子どもと親の相談員の委嘱について</p> <p>議案第 26 号 平成 29 年度富良野市学校医等の委嘱について</p> <p>議案第 27 号 平成 29 年度認可保育所における嘱託医の委嘱について</p>
会議録署名委員 の氏名	<p>委員長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。</p> <p>津 山 正 樹 委員</p>
傍 聴 人	なし

議事の経過

開会 午後 4 時 5 5 分

吉田委員長	<p>只今より平成 29 年第 3 回富良野市教育委員会臨時会を開会いたします。</p> <p>本日は全委員の出席であります。</p> <p>会議録署名委員には、津山委員をお願いいたします。</p>
吉田委員長	<p>これより 議題に入ります。</p> <p>日程第一 会期の決定についてお諮り致します。</p> <p>会期については、本日一日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>《各委員より「異議なし」の声あり》</p>
吉田委員長	<p>ご異議なしと認めます。よって、只今お諮りのとおり決しました。</p>
吉田委員長	<p>次に、日程第 2 に入ります。</p> <p>議案第 1 号及び議案第 2 号を議題とします。</p> <p>議案第 1 号「富良野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」、議案第 2 号「富良野市教育委員会非常勤嘱託職員取扱規則の一部改正について」を一括して説明願います。</p>
遠藤教育部長	<p>議案第 1 号 富良野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、議案第 2 号 富良野市教育委員会非常勤嘱託職員取扱規則の一部改正について、以上、2 件について一括してご説明申し上げます。</p> <p>本件は、教育委員会事務局の内部組織である保健福祉部内にあります「子ども未来課」を 4 月 1 日より教育委員会に移管することに伴い、関連する規則を改正しよ</p>

うとするものでございます。

まず、議案第1号 富良野市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてありますが、第3条に教育部内の組織として、「こども未来課」と「こども未来係、子育て支援係」を新たに加えるものでございます。

また、別表には、「こども未来課」が所管する分掌事務を新たに加えるものでございます。

次に、議案第2号 富良野市教育委員会非常勤嘱託職員取扱規則の一部改正についてであります。現在、こども未来課所管の非常勤嘱託職員（家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、児童指導員及び子育て支援センター指導員）並びに、社会教育課所管の非常勤嘱託職員（児童厚生員）を新たに教育委員会非常勤嘱託職員として加えるものでございます。

なお、施行月日は、4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第1号及び議案第2号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

吉田委員長

次に、議案第3号及び議案第4号を議題とします。

議案第3号「富良野市立学校管理規則の一部改正について」、議案第4号「富良野市立学校職員服務規程の一部改正について」を一括して説明願います。

遠藤教育部長

議案第3号 富良野市立学校管理規則の一部改正について、議案第4号 富良野市立学校職員服務規程の一部改正について、以上、2件について一括してご説明申し上げます。

本件は、北海道立学校管理規則及び北海道立学校職員服務規程の一部が改正され、学校職員の人事異動について、発令の通知により行うこと及び文言整理がされたことに伴い、準用しております「富良野市立学校管理規則」及び「富良野市立学校職員服務規程」の一部を改正しようとするものでございます。

まず、議案第3号ですが、富良野市立学校管理規則の一部改正についてであります。第10条第1項の「退職、転任等の辞令を受けたとき」を「転任、休職、

退職等の場合に」に改め、第 42 条第 1 項は、「辞令」を「発令の通知」に改めるものでございます。

次に、議案第 4 号 富良野市立学校職員服務規程の一部改正についてであります。第 11 条第 1 項及び第 3 項の「転任若しくは休職にされ、又は失職し、若しくは退職し、又は免職にされたとき」を「転任、休職、退職等の場合に」に改めるものでございます。

なお、施行日につきましては、規則・規程ともに 3 月 29 日からとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第 3 号及び議案第 4 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

吉田委員長

次に、議案第 5 号及び議案第 6 号を議題とします。

議案第 5 号「富良野市学童保育センター設置条例施行規則の制定について」、議案第 6 号「富良野市児童館使用規則の制定について」を一括して説明願います。

遠藤部長

議案第 5 号 富良野市学童保育センター設置条例施行規則の制定について、議案第 6 号 富良野市児童館使用規則の制定について、以上、2 件について一括してご説明申し上げます。

本件は、市長部局で制定しております「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」の一部を 4 月 1 日から改正することに伴い、新たに教育委員会規則として制定するものでございます。

「児童センター及び学童保育センターの管理運営に関する事務」につきましては、教育委員会職員が地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく補助執行により行ってきたところではありますが、この事務を、4 月 1 日から教育委員会に同条に基づく事務委任とするよう規則を改正することとしております。

そのため、教育委員会として学童保育センター及び児童センターを運営するため、教育委員会規則として「学童保育センター設置条例施行規則」「児童館使用規則」を新たに制定するものでございます。

規則の趣旨や内容につきましては、富良野市が制定しております現行の規則と同じでございますが、「富良野市学童保育センター設置条例施行規則」及び「富良野市児童館使用規則」のうち、「市長」の文言を「富良野市教育委員会」または「委員会」に変更し、合わせて文言を整理するものでございます。

なお、附則につきましては、施行月日は、市の「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」の施行日に合わせ4月1日から施行しようとするものと、現行の富良野市規則で行った処分などについては、引き続き効力を有するというものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第5号及び議案第6号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

吉田委員長

次に、議案第7号から議案第14号までを議題とします。

議案第7号「富良野市子ども通園センター設置条例施行規則の制定について」、議案第8号「富良野市児童福祉法施行細則の制定について」、議案第9号「富良野市子ども・子育て支援法施行細則の制定について」、議案第10号「富良野市保育の必要性の認定基準に関する規則の制定について」、議案第11号「富良野市立保育所設置条例施行規則の制定について」、議案第12号「富良野市立へき地保育所設置条例施行規則の制定について」、議案第13号「富良野市保育所災害補償規則の制定について」、議案第14号「富良野市児童扶養手当障害認定医設置規則の制定について」を一括して説明願います。

遠藤教育部長

議案第7号 富良野市子ども通園センター設置条例施行規則の制定について

議案第8号 富良野市児童福祉法施行細則の制定について

議案第9号 富良野市子ども・子育て支援法施行細則の制定について

議案第10号 富良野市保育の必要性の認定基準に関する規則の制定について

議案第11号 富良野市立保育所設置条例施行規則の制定について

議案第12号 富良野市へき地保育所設置条例施行規則の制定について

議案第13号 富良野市保育所災害補償規則の制定について

議案第 14 号 富良野市児童扶養手当障害認定医設置規則の制定について

以上、8 件について一括してご説明申し上げます。

本件は、現在、保健福祉部所管の「こども未来課」を 4 月 1 日より教育委員会に移管することに伴い、富良野市規則として制定していた関係規則 8 本につきまして、教育委員会規則として新規に制定するものでございます。

全ての規則につきまして、趣旨や内容につきましては、富良野市が制定しております現行の規則と同じでございますが、規則本文中、「市長」の文言を「富良野市教育委員会」または「委員会」に変更し、現行の法律等に合わせて文言を修正して制定するものでございます。

なお、附則につきましては、施行月日は、市の「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」の施行日に合わせ 4 月 1 日から施行しようとするものと、現行の富良野市規則で行った処分などについては、引き続き効力を有するというものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

津山委員

中身については、変更なしということですか。

山本こども未来
課長

ありません。

吉田委員長

他に、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第 7 号から議案第 14 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

吉田委員長

次に、議案第 15 号から議案第 20 号を議題とします。

議案第 15 号「富良野市こども通園センター運営規程の制定について」、議案第 16 号「富良野市立保育所運営規程の制定について」、議案第 17 号「富良野市立へき地保育所運営規程の制定について」、議案第 18 号「富良野市立保育所職員の勤務時間等に関する規程の制定について」、議案第 19 号「富良野市立へき地保育所職員

遠藤教育部長

の勤務時間等に関する規程の制定について」、議案第 20 号「富良野市児童扶養手当事務取扱規程の制定について」を一括して説明願います。

議案第 15 号 富良野市こども通園センター運営規程の制定について

議案第 16 号 富良野市立保育所運営規程の制定について

議案第 17 号 富良野市へき地保育所運営規程の制定について

議案第 18 号 富良野市立保育所職員の勤務時間等に関する規程の制定について

議案第 19 号 富良野市立へき地保育所職員の勤務時間等に関する規程の制定について

議案第 20 号 富良野市児童扶養手当事務取扱規程の制定について

以上、6 件について一括してご説明申し上げます。

本件は、現在、保健福祉部所管の「こども未来課」を 4 月 1 日より教育委員会に移管することに伴い、富良野市規程として制定していた関係規程 6 本につきまして、教育委員会訓令として新規に制定するものでございます。

全ての規程につきまして、趣旨や内容につきましては、富良野市が制定しております現行の規程と同じでございますが、規程本文中、「市長」の文言を「富良野市教育委員会」または「委員会」に変更し、現行の法律等に合わせて文言を修正して制定するものでございます。

なお、附則につきましては、施行月日は、こども未来課の移行に合わせ 4 月 1 日から施行しようとするものと、「児童扶養手当事務取扱規程」につきましては、現行の富良野市規程で行った処分などについては、引き続き効力を有するというものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

菅野委員

こども通園センターについて、通所している人数はどうなっていますか。

山本こども未来課長

平成 25 年より、民間のエクウエートさんが行っている「すくすく」という事業所ができましたが、それまでは通園センターのみで 100 名でした。その時は月 1 回の療育しかできませんでしたが、平成 25 年度からも両施設で 100 名前後と変わっていませんが、通園センターでの療育が月に 4 回できるようになり、子どもと保護者と一緒に療育を行い、家庭での療育ができるように指導している。

菅野委員

療育が必要な子どもが多い原因はありますか。

山本こども未来課長

昔は見過ごされていた症状が現在は早い段階で判断でき、早いときに手立てを行うと就学時からの症状が緩和される効果がある。また、保護者の意識も変わっており、早めに行うと成長にも良いと認識されている。さらに、環境も変化していて、

昔は地域での集団行動などで改善されましたが、現在は療育の場を提供する形となっています。

吉田委員長

他にご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第 15 号から議案第 20 号までについて同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

吉田委員長

次に、議案第 21 号及び議案第 22 号を議題とします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、津山委員、菅野委員の退席を求めます。

〈津山委員、菅野委員退席〉

吉田委員長

議案第 21 号「コミュニティ・スクールの指定について」、議案第 22 号「コミュニティ・スクール協議会委員の任命について」を一括して説明願います。

遠藤教育部長

議案第 21 号 コミュニティ・スクールの指定について、
議案第 22 号 コミュニティ・スクール協議会委員の任命について、
以上、2 件について一括してご説明申し上げます。

本件は、富良野市コミュニティ・スクール協議会設置規則に基づき、申請のありました学校をコミュニティ・スクールとして指定するものと、指定に伴い、指定学校の協議会委員を任命しようとするものでございます。

まず、議案第 21 号 コミュニティ・スクールの指定についてであります。規則第 4 条第 1 項に基づき、9 件 10 校の校長から指定申請書の提出がありました。全ての学校において規則第 3 条に規定する事項を達成されると認められますので、第 4 条第 2 項の規定により平成 29 年 4 月 1 日付けで、コミュニティ・スクールとして指定しようとするものでございます。

なお、市立樹海小学校、市立樹海中学校におきましては、規則第 4 条第 3 項による「複数校で同一の協議会を設置」するものであり、他の学校は単一校による設置でございます。

次に、議案第 22 号 コミュニティ・スクール協議会委員の任命についてであり

ますが、指定申請のあった各学校長から協議会委員の推薦が合わせてありましたので、規則第5条第1項に基づき別紙のとおり、9協議会の委員、計131名を任命しようとするものでございます。

任期につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間でございます。

なお、教職員の委員につきましては、4月1日付けの人事発令であり、また、PTA役員など学校関係団体の被推薦者につきましては、4月以降選出の見込みとなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第21号及び議案第22号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

吉田委員長

津山委員、菅野委員の復席を求めます。

吉田委員長

次に、議案第23号を議題とします。

議案第23号「平成29年度富良野市社会教育推進計画の策定について」を説明願います。

遠藤教育部長

議案第23号 平成29年度富良野市社会教育推進計画の策定について、ご説明申し上げます。

本計画は、「富良野市第7次社会教育中期計画」に基づき、平成29年度の単年度計画として策定するもので、生涯学習の観点に立った社会教育の推進を図るものでございます。

策定に当たりましては、昨年の12月16日に教育長より社会教育委員会議委員長に策定の諮問をし、社会教育委員会議において慎重に審議され、本年3月9日に社会教育委員会議委員長より議案のとおり「平成29年度富良野市社会教育推進計画（案）」として答申をいただきました。

計画の内容につきましては、中期計画との整合性を図りながら、「健やかな心身を育み、やさしさと生きがいを実感できる社会教育の推進」を基本目標として策定

いたしました。

主な重点事項であります。が、(計画書) 7 ページからの家庭教育の分野におきましては、保護者及び地域住民を対象に家庭教育講演会や中学校校区を単位とした家庭教育セミナーを開催するとともに、今年度実施してまいりました携帯・インターネット利用アンケートの結果を踏まえた、ネットトラブル防止の講演会を開催してまいります。

(計画書) 9 ページからの少青年教育の分野におきましては、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして、「放課後子ども教室」を山部・東山・布礼別・布部地区に加えて、昨年 11 月に開設した鳥沼地区での運営を継続してまいります。また、子ども達の情操教育と郷土愛を育み、次代を担う子ども達の人材育成を図ることをめざし、「子ども未来づくり事業」と「ふらのまちづくり未来ラボ事業」の推進を図ってまいります。

(計画書) 15 ページからの青年教育の分野におきましては、青年活動活性化事業として「ふらの青年塾」を引き続き開設し、富良野の特性や地域の課題などを探究しながら、実践に結び付けていく活動を継続してまいります。

(計画書) 18 ページからの高齢者教育の分野におきましては、高齢者のニーズに対応したことぶき大学を開設し、魅力あるカリキュラムを取り入れながら、高齢者の豊富な経験と知識を生かした社会参加活動を推進してまいります。

(計画書) 24 ページからの社会教育施設の分野におきましては、生涯学習センターにおいて、森林学習プログラムを市内全小中学校で実践し、地域の特色を生かした森林環境教育を推進してまいります。また、図書館において、図書館情報システムの更新により読書推進機能を充実させるとともに、開館日数増、開館時間延長試行を継続し、利便性の向上を図ってまいります。

その他、平成 28 年度の事業を継続して推進してまいります。

なお、計画書には、平成 29 年度の各事業概要と合わせて、28 年度実績を掲載することとしておりますが、まだ年度途中のため、終了していない事業もありますので、未定稿となっております。年度終了後、整理し、掲載させていただきます。

以上、よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第 23 号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

吉田委員長 次に、議案第 24 号を議題とします。
議案第 24 号「富良野市スクールカウンセラーの委嘱について」を説明願います。

遠藤教育部長 議案第 24 号 富良野市スクールカウンセラーの委嘱について、ご説明申し上げます。
生徒の不登校や校内、学内での種々の問題行動等の対応にあたっては、専門的な心理学の知識や心理援助知識が求められております。
本市においては、富良野東中学校、富良野西中学校に道費による北海道公立学校スクールカウンセラーの配置を予定しておりますが、その他の中学校においても、市費によるスクールカウンセラーを配置し、教育相談、教職員及び保護者への助言・支援を行うものであります。
委嘱期間は、平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日までの期間とし、報酬額については、時間単価 5,000 円とするものでございます。
以上、よろしくご審議のほど、お願いします。

吉田委員長 只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。
《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長 無ければ、議案第 24 号について同意することに、ご異議ございませんか。
《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

吉田委員長 次に、議案第 25 号を議題とします。
議案第 25 号「富良野市子どもと親の相談員の委嘱について」を説明願います。

遠藤教育部長 議案第 25 号 富良野市子どもと親の相談員の委嘱について、ご説明申し上げます。
本市では、小学校における不登校や問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応、児童虐待への対応及び教育相談体制の充実を図ることを目的に、平成 16 年度より、子どもと親の相談員を配置しております。
平成 29 年度につきましても、富良野小学校、扇山小学校、東小学校に配置し、児童の悩み相談、家庭・地域と学校の連携を支援するものであります。
委嘱期間は、平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間とし、報酬額については、時間単価 5,000 円とするものでございます。
以上、よろしくご審議のほど、お願いします。

吉田委員長	<p>只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>《各委員より「なし」の声あり》</p>
吉田委員長	<p>無ければ、議案第 25 号について同意することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《各委員より「異議なし」の声あり》</p>
吉田委員長	<p>ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。</p>
吉田委員長	<p>次に、議案第 26 号を議題とします。</p> <p>議案第 26 号「平成 29 年度富良野市学校医等の委嘱について」を説明願います。</p>
遠藤教育部長	<p>議案第 26 号 平成 29 年度富良野市学校医等の委嘱について、ご説明申しあげます。</p> <p>学校保健安全法に基づく児童生徒の健康診断実施にあたり、学校医 7 名（内 1 名については耳鼻科担当）、学校歯科医 11 名、学校薬剤師 7 名に委嘱をし、児童生徒の健康診断や健康管理及び学校保健にご協力を頂くものでございます。</p> <p>委嘱期間は、平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年です。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。</p>
吉田委員長	<p>只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>《各委員より「なし」の声あり》</p>
吉田委員長	<p>無ければ、議案第 26 号について同意することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《各委員より「異議なし」の声あり》</p>
吉田委員長	<p>ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。</p> <p>次に、議案第 27 号を議題とします。</p> <p>議案第 27 号「平成 29 年度認可保育所における嘱託医の委嘱について」を説明願います。</p>
遠藤教育部長	<p>議案第 27 号 平成 29 年度 認可保育所における嘱託医の委嘱について、ご説明申し上げます。</p>

児童福祉法第45条（最低基準の制定等）および児童福祉施設最低基準第12条（入所したもの及び職員の健康診断）、同33条（職員）の規定に基づく入所児童の健康診断の実施にあたり、小児科医1名、耳鼻科医1名、歯科医2名に委嘱し、入所児童の健康診断や健康管理にご協力を頂くものでございます。

委嘱期間は、平成29年4月1日より平成30年3月31日までの1年です。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

吉田委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

無ければ、議案第27号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

吉田委員長

以上で、本日の議事はすべて終了致しました。

これをもって平成29年第3回富良野市教育委員会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後5時30分